👉申請の流れ

① 利用内容を決める

利用する区域、日時、人数、目的、設置物、車両の有無、音響機器の使用などを整理してください。

② 事前に問い合わせる

空き状況や利用可能な区域、必要な申請について、できるだけ早めにお問い合わせください。特に、イベントや撮影など、他の利用者への影響が大きい利用は、計画段階でご相談ください。

③ 申請書を提出する

利用内容に応じて、次の申請書を提出してください。

- 公園占用許可申請書→Ｐ２をご覧ください
- 公園内行為許可申請書→Ｐ２をご覧ください

■申請書の様式・記載例

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/koen/index.html

④ 許可を受けてから利用する

申請書の提出後、許可を受けてから利用してください。許可条件、利用区域、利用時間、原状回復などの条件を守って利用してください。

〇利用内容に応じて、次のいずれかの申請が必要です。

■公園を占用する場合

⇒ 公園占用許可申請→P3をご覧ください

■公園内でイベントや業としての撮影などの行為をする場合

⇒ 公園内行為許可申請→P4をご覧ください

どちらの申請が必要か確認してください。

利用したい内容	申請の要否	必要な手続き
テント、ステージ、看板などを設置する	必要	公園占用許可申請
イベントを行い、テントやステージも設置する	要相談	公園内行為許可と公園占用許可の両方が必要となります
公園内でイベント、展示、販売、募金などを行う	必要	公園内行為許可申請
業として写真・映像を撮影する	必要	公園内行為許可申請
団体で集まり、一定の場所を継続して使う	要相談	内容により申請が必要になる場合があります
友人同士で少人数の飲食や会話をする	不要	通路をふさがず、大きな声や長時間の場所取りは避けてください
個人や家族で散歩、休憩をする	不要	他の利用者と譲り合って利用してください

上表は一般的な目安です。

利用内容によって必要な申請が異なるため、判断に迷う場合は、申請前にお問い合わせください。

公園緑地課　087-839-2494

HP:https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/koen.html

👉「占用」と「行為」の違い

■公園占用許可申請

公園の一部を使用し、テント、ステージ、仮設店舗、看板などの仮設工作物を設置する場合は、公園占用許可申請が必要です。

事例 1　テントを設置してマルシェを開催する

公園内に出店用テントや受付テントを設置し、一定の区域を使ってマルシェを開催する場合は、テントなどの設置について公園占用許可申請が必要です。マルシェというイベントを行うため、公園内行為許可申請も必要となる場合があります。計画段階で、設置物の大きさ・数量、使用区域、使用時間を整理してご相談ください。

※公園内でイベントを行う場合は、別途「公園内行為許可申請」が必要です。

事例 2　撮影用の機材や仮設設備を設置する

映画、ドラマ、広告、写真などの撮影で、撮影用テント、照明、背景、機材置場などを設置する場合は、公園占用許可申請が必要となる場合があります。撮影そのものについては、公園内行為許可申請が必要です。

■申請書の様式

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/koen/index.html

■申請書の記入例

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/koen/index.files/sennyoukisairei.pdf

■公園内行為許可申請

公園内で、イベント、撮影、販売、募金その他の一定の行為を行う場合は、公園内行為許可申請が必要です。

事例 3　公園で地域イベントを開催する

自治会や団体が、公園で音楽会、体験会、スポーツ体験会、啓発イベントなどを開催する場合は、公園内行為許可申請が必要です。参加者の受付、音響機器、通路の確保などを含め、周辺利用者への影響が分かる計画を添付してください。

※イベントでテント等を設置する場合には、別途「公園占用許可申請書」が必要です。

事例 4　業として公園で写真や動画を撮影する

業としての写真撮影、広告撮影、動画撮影、撮影会などを行う場合は、公園内行為許可申請が必要です。撮影場所、撮影時間、人数、機材、車両の有無などを申請書に記載してください。

事例 5　公園内で物品販売や募金を行う

公園内で物品販売、商品の配布、募金、宣伝などを行う場合は、公園内行為許可申請が必要です。営利目的でない場合でも、許可が必要となることがあります。

■申請書の様式

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/koen/index.html

■申請書の記入例

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/koen/index.files/kouikisairei.pdf

👉よくある質問

Q1　家族で公園に行くだけでも申請が必要ですか？

A1　散歩や休憩などの通常利用であれば、申請は必要ありません。

ただし、工事区域や立入禁止区域には入らないでください。

Q2　少人数で集まる場合は申請が必要ですか？

A2　利用の規模、時間、場所、内容によって異なります。一定の場所を独占的に使う場合や、他の利用者に影響する場合は、申請が必要となることがあります。

事前にお問い合わせください。

Q3　イベントではテントを使いません。行為許可だけでよいですか？

A3　イベントの開催には公園内行為許可申請が必要です。テント、ステージ、看板などの設置がある場合は、公園占用許可申請も必要となる場合があります。設置物の有無を含めてご相談ください。

Q4　撮影は短時間でも申請が必要ですか？

A4　業としての撮影、広告撮影、撮影会などは、時間の長短にかかわらず、公園内行為許可申請が必要です。撮影内容を事前にお問い合わせください。

Q5　部分オープンした区域なら、すぐにイベントを開催できますか？

A5　部分オープンしている区域であっても、イベントや撮影などには事前の許可が必要です。申請書の処理に約 2 週間かかるため、利用日の **1 か月前まで**を目安に申請してください。

Q6　使用料はかかりますか？

A6　公園の占用や、公園内でイベント・撮影などの行為を行う場合は、申請書の提出と使用料の納入が必要です。県・市の使用、地域団体や学校などが行う公共性が高いものについては、減免措置があります。